

申立書記載罪名

検察官裁定罪名

議決年月日 平成28年 月 日

不起訴処分をした検察官

（官職氏名）

検察庁 支部 検察官検事

上記被疑者に対する 事件（平成27年検第 号）につき、平成27年 月 日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

### 議 決 の 趣 旨

本件不起訴処分は不当である。

### 議 決 の 理 由

当検察審査会が本件不起訴処分を不当とする理由は、次のとおりである。

- (1) 本件唯一の客観的証拠は、被害者の に設置されたビデオカメラに録画されていた を する被疑者の映像である。検察官は、そのビデオカメラのバッテリーが切れていた可能性があるため、被疑者以外の第三者による犯行の可能性があるとしている。ビデオカメラのバッテリーが切れていたことについて、検察官は、被害者が事件後の事情聴取の際にバッテリーが切れていたと発言したことにより、バッテリーが切れていたと判断しているが、被害者の発言は、誤解の下での発言である。事件後回収したビデオカメラを確認した や、事件後、通報を受けて臨場した警察官はバッテリーは切れていなかったことを確認しており、検察官と 警察官との間には齟齬があり、再度、捜査すべきである。

- (3) 被疑者は、当初、被害者の ないと否認していたが、被疑者が している様子撮影した映像を見て、自分であると認め供述を交し、それ以降は捜査官の問いかけにも答えず、黙秘を続けており不自然である。

黙秘を続けることで、不起訴になったのは逃げ得である。黙秘権は憲法上の権利であり、黙秘していることを、被疑者に不利益な間接証拠とすることはできないが、一般市民感情としては許せるものではない。

よって、検察官に再考を求め、上記趣旨のとおり議決する。